

**令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画
・実行業務委託
企画提案募集要領**

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

I 募集

1 業務名称

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画・実行業務委託

2 業務目的

みどりのむらづくりフォーラム(以下、フォーラム)は、農業・農村が持つ多面的機能を県民総ぐるみで発揮し、持続可能で元気な農山漁村を目指すことを目的に、地域の活性化に取り組んでいる活動組織を対象に、むらづくりに関する講演や事例紹介を行い、さらなるチャレンジ意識の高揚と取組の拡大につなげていくものである。

本業務は、本フォーラム開催に関する企画・実行業務について委託を行い、業務の効率的な推進を図ることを目的とする。

3 業務内容

別添「令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラム企画・実行業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペティション）

6 業務の管理・執行体制

- （1）業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- （2）県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること（正・副2人）。
- （3）スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

7 成果品

成果品（実績報告書）は、A4版のカラーで2部作成し、併せてデータを保存したCD-ROMを1枚作成し、熊本県に提出する。

8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

9 契約保証金

規則第77条の規程により、納付させる。ただし、規則第78条各号のいずれかに該

当する場合は免除することがある。

10 予算額

4, 100千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

II 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告（県HP） | 令和7年10月 6日（月） |
| (2) 募集説明会の参加申込期限 | 令和7年10月17日（金） |
| (3) 募集説明会 | 令和7年10月20日（月）※原則参加必須 |
| (4) 選定審査会の参加申込期限 | 令和7年10月27日（月） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年10月30日（木） |
| (6) 選定審査会（プレゼンテーション） | 令和7年10月31日（金）※参加必須 |
| (7) 結果通知 | 令和7年10月31日（金） |
| (8) 契約内容協議・契約締結 | 令和7年11月上旬（予定） |

- | | |
|-----------------|---------------|
| (9) 事業開始 | 令和7年11月中旬(予定) |
| (10) 委託終了(実績報告) | 令和8年2月27日(金) |

3 募集説明会

- (1) 日時：令和7年(2025年)10月20日(月)14時00分から
- (2) 場所：オンライン会議(Webex)
- (3) 申込：参加希望者は、令和7年(2025年)10月17日(金)までに別添様式1「募集説明会参加申込書」及び別添様式1「募集説明会参加申込書(別記)」を担当者あてに提出する。

4 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、令和7年(2025年)10月17日(金)までに、別添様式2「質問書」をむらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出すること(電話による質問には回答できません)。

なお、質問の内容と県からの回答については、令和7年(2025年)10月20日(月)募集説明会時に回答し、他の企画応募者にも情報提供する。(社名・担当者名等は明らかにしません。)

5 選定審査会(プレゼンテーション)

- (1) 日時：令和7年(2025年)10月31日(金)14時00分から
- (2) 場所：防災センター308会議室
- (3) 申込：企画提案の応募者は、令和7年(2025年)10月27(月)までに別添様式3「選定審査会参加申込書」を担当者あてに提出する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書・添付文書(別添様式4)
- イ 表紙(業務名および社名を記載すること)
- ウ 企画書 ※下記の項目は必ず記載すること。
 - (ア) 基調講演者の候補者選定、選定理由
 - (イ) フォーラムの効率的な推進を図るための運営方法
 - (ウ) 幅広い参加者を獲得するための工夫
- エ スケジュール
- オ 経費一覧
- カ 体制図
- キ プロジェクトリーダー略歴
- ク 類似業務実績書
- ケ 事業者の取組に関する申出書(別添様式5、該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること。)

※ア及びケ以外の様式は自由。ただし、原則A4版(イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可。)で作成。ウ〜クにはページ番号をつけること。

- (2) 提出部数：7部（正1部、副6部）
- (3) 受付期間
令和7年（2025年）10月21日（火）
～令和7年（2025年）10月30日（木）午後5時まで
- (4) 提出先：むらづくり課
- (5) 提出方法：持参又は郵送（受付期間内必着）

Ⅲ 選定

1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行い、選定審査会がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。

なお、選定審査会による選定結果を考慮のうえ、県は契約相手方を決定する。

【審査基準】

項 目	確 認 内 容
Ⅰ 企画内容	フォーラムの目的を達するための適切な講演者となっているか。
	フォーラムを効率的に推進できる手法や運営体制となっているか。
	事業効果を高めるための企画となっているか。
Ⅱ 追加提案	その他、目的を達成するための追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制 及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	過去の類似業務の実績はあるか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	全般的に合理的で妥当なスケジュールとなっているか。
Ⅳ 事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（業務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）はあるか。
	④熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。
	⑤パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

2 採否の通知

選定審査会終了後、速やかに通知する。

3 契約

審査により最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

IV その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

【担当者】 秋丸

メール akimaru-m@pref.kumamoto.lg.jp

TEL 096-333-2378

2 留意事項

- （１）応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- （２）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- （３）提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- （４）応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- （５）企画コンペ参加申請が１者であっても、企画コンペを執行する。
- （６）採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了解のうえ応募すること。
- （７）県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。

別添様式 1 「募集説明会参加申込書」

熊本県むらづくり課 秋丸 行

【送付先】 akimaru-m@pref.kumamoto.lg.jp

送信後、確認の電話をお願いします。096-333-2378

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくり
フォーラムの企画・実行業務委託

募集説明会参加申込書

御社名：_____

役職	お名前	御連絡先（TEL, メール等）

提出期限：令和7年（2025年）10月17日（金）午後5時まで

別添様式2「質問書」

熊本県むらづくり課 秋丸 行

【送付先】akimaru-m@pref.kumamoto.lg.jp

送信後、確認の電話をお願いします。096-333-2378

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくり
フォーラムの企画・実行業務委託

質 問 書

御社名 _____

担当者 職名 _____

氏名 _____

（連絡先）TEL _____（ ）

メール _____

提出期限：令和7年（2025年）10月17日（金）午後5時まで

別添様式 3 「選定審査会参加申込書」

熊本県むらづくり課 秋丸 行

【送付先】 akimaru-m@pref.kumamoto.lg.jp

送信後、確認の電話をお願いします。096-333-2378

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくり
フォーラムの企画・実行業務委託

選定審査会参加申込書

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課長 様

熊本県競争入札参加資格者名簿の登録情報（県との契約相手方）と一致する必要があります。

（応募者）

住所

社名

代表者

連絡先

職・氏名

TEL

メール

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画・実行業務委託の選定審査会について、別記のとおり参加を申し込みます。

なお、令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画・実行業務委託企画提案募集要領に掲げられた資格要件を満たしていること、並びにこの参加申込書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

書類の提出方法

紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ

書類発行責任者

電話番号

押印省略の場合
には、必ず記載
してください。

別添様式3「選定審査会参加申込書」別記

御社名：_____

選定審査会 参加者

役職	お名前	担当 (主担当者に○をつけてください。)

提出期限：令和7年（2025年）10月27日（月）午後5時まで

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課長 様
(応募者)

熊本県競争入札参加
資格者名簿の登録情
報（県との契約相手
方）と一致する必要
があります。

住所 _____
社名 _____
代表者 職名 _____
氏名 _____
担当者 職名 _____
氏名 _____
(連絡先) TEL () _____
メール _____

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラムの企画・実行业務委託につ
いて、企画提案書を提出します。

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ
---------	--------------------

書類発行責任者		電話番号	
---------	--	------	--

押印省略の場合
には、必ず記載し
てください。

(様式5)

事業者の取組に関する申出書

(申出者) 住所

名称

代表者職・氏名

公告日(令和7年10月6日)現在で実施している取組について、下記のとおり申し出ます。

分野	評価項目・申出内容	添付書類(写)
働く環境の整備	☐ 「熊本県ブライト企業」の認定	☐ 認定証
多様な人材の活躍	☐ 障害者就労施設等の製品等の調達実績 ※当該年度又は前年度	☐ 調達した実績がわかる書類 領収証、契約書等
環境配慮	省エネルギー、エネルギーシフト等の推進 ☐ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者 (義務及び任意) ☐ エコアクション21の認証 ☐ RE100の参加 ☐ 再エネ100宣言RE Actionの参加 ※評価基準日の前月まで ☐ 森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による) ※当該年度又は前年度に限る ※「認証量の決定通知」を以て認証書に代えることも可	☐ 制度の計画期間中であることが確認ができる書類 ・県HPに記載の義務事業者及び任意事業者一覧ページの写し(HPへの記載が間に合わない場合は、計画書の受理が確認できる書類(電子申請システム受理メールの写し等)+計画書の計画期間記載ページの写し) ☐ 認証・登録証 ☐ RE100参加時のプレスリリース ☐ 参加証 ☐ 認証書
その他の持続可能な社会の実現	☐ 熊本県SDGs登録制度の登録 ☐ パートナーシップ構築宣言の登録	☐ 登録証 ☐ パートナーシップ構築宣言の宣言文

※①「申出内容」欄は、現在取得している認証又は登録状況など、該当事項にチェック☑を記入してください。

②提出する際は、「添付書類(写)」欄の該当項目にチェック☑を記入し、該当する書類を添付してください。

③紛失等により登録証等がない場合は、当該制度を所管する所属に問合せのうえ、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。(再発行や証明が可能かを含めてお問合わせください。)

※問合せ先は裏面をご確認ください。

令和7年度（2025年度） みどりのむらづくりフォーラム企画・実行業務委託仕様書

1 目的

みどりのむらづくりフォーラム(以下、フォーラム)は、農業・農村が持つ多面的機能を県民総ぐるみで発揮し、持続可能で元気な農山漁村を目指すことを目的に、地域の活性化に取り組んでいる活動組織を対象に、むらづくりに関する講演や事例紹介を行い、さらなるチャレンジ意識の高揚と取組の拡大につなげていくものである。

本業務は、本フォーラム開催に関する企画・実行業務について委託を行い、業務の効率的な推進を図ることを目的とする。

2 フォーラムの予定プログラム

(1) 主催

・熊本県

(2) 後援

・熊本県多面的機能支払推進協議会

(3) 日時

令和7年（2025年）1月14日（水）13時30分～16時00分

（会場準備：9時～）

(4) 場所

熊本城ホール（シビックホール）

(5) プログラム予定（案）

ア 開会挨拶

・竹内副知事

イ 基調講演

ウ 事例発表

・【多面的機能支払】 1題

・【中山間直払】 1題

・【環境保全型農業直接支払】 1題

・【未来につなぐ】 1題

エ 閉会

(6) 参集範囲

ア 多面的機能支払事業の活動組織

イ 中山間地域等直接支払事業の取組集落

ウ 環境保全型農業直接支払事業の取組団体

エ 未来につなぐふるさと応援事業の活動関係者

オ 県庁内関係各課、市町村、JA・土地改良区等農業団体ほか

* 上記活動組織のリーダー等約400名の参加見込

* 参加者の入場料は無料とすること

3 業務内容

別紙「業務内容一覧」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 業務の管理・執行体制

- （1）業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- （2）県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること（正・副2人）。
- （3）スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

6 作業計画

受託者は契約締結後速やかに作業計画書（実施スケジュールと体制）を作成し、県に提出する。

7 成果品

成果品（実績報告書）は、A4版のカラーで2部作成し、併せてデータを保存したCD-ROMを1枚作成し、熊本県に提出する。

8 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

9 その他

- （1）本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- （2）本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- （3）受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- （4）業務を処理するための電子情報の取扱いについては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （5）業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （6）電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきでない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「Bcc」に設定すること。
- （7）受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行う。
- （8）受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存する。
- （9）受託者が本仕様書その他委託者の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、委託者は委託契約を解除することがある。
- （10）委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担する。
- （11）本仕様書に定めがない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者の指示により、契約金額の範囲内でこれを実施する。

- (1 2) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (1 3) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

(別紙)

業務内容一覧

1. プログラム構成

- ・今回の業務提案をもとに、プログラムの詳細な構成を行う。

2. フォーラム参加者の取りまとめ

- ・フォーラム開催の参加者の取りまとめを行う。

3. 事例発表者に関する調整

- ・事例発表者との連絡調整
- ・事例発表者へ旅費、謝礼の支払い

4. 基調講演に関する調整

- ・基調講演者の提案と講師依頼
- ・基調講演者との連絡調整
- ・基調講演者へ旅費、謝礼の支払

5. 事前準備

- ・総合司会の手配
- ・講演者の座席の配置計画
- ・横断幕、垂れ幕等の準備
- ・機材の準備
- ・フォーラム資料の構成と印刷
- ・フォーラムの参加者募集チラシの作成と印刷
- * チラシは、A 4 コート紙、両面フルカラーで400部作成する。
- ・配布資料の準備（袋詰め等）
- ・アンケートの準備
- ・フォーラム開催の広告
- ・グッズ作成（400個）

6. 当日運営

- ・受付
- ・資料の配付
- ・来賓、発表者等の誘導
- ・講演者の座席の配置
- ・横断幕、垂れ幕等の設置
- ・機材の操作（パワーポイント、プロジェクター等）
- ・会場との調整
- ・総合司会等との調整
- ・写真、ビデオ撮影、議事録作成
- ・進行に応じた舞台フォーメーションの設定

7. フォーラム終了後

- ・アンケートの回収、内容取りまとめ
- ・会場への支払（会場は予約済み）
- ・報告書の作成

【企画提案内容】

- ・基調講演における講演者の選定提案
- * 日本型直接支払制度の取組拡大や中山間地域の活性化などフォーラムの目的達成に資する適切な人選を行う。
 - ・幅広い参加者確保のための工夫。（ノベルティ、広告）

※次の業務については、熊本県も対応を行う。

【フォーラム準備】

- ・プログラムの構成
- ・関係者への通知文作成と送付
- ・関係者へのフォーラムのチラシの送付
- ・来賓の調整
- ・事例発表者の資料作成などの補助

【フォーラム運営】

- ・会場における来賓やマスコミ対応
- ・会場における基調講演者や事例発表者の対応

電子情報に関する取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

（電子情報の保全）

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- （2）業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- （3）業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

（秘密の保持）

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

- 2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

（報告・調査）

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、

随時に報告を求め、調査を行うことができる。

- 2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

- 第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、B C C（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式 3 により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別添様式 1 (第 4 及び第 7 関係)

年 月 日

熊本県知事 様

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
（名称及び代表者氏名）

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について
みどりのむらづくりフォーラム運営支援業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第４及び第７」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所 属 ・ 役 職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

氏 名	所 属 ・ 役 職

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
（名称及び代表者氏名）

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について
みどりのむらづくりフォーラム運営支援業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、 年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者
（変更前）

所属・役職	氏 名	連絡先 （事故発生時等）

（変更後）

所属・役職	氏 名	連絡先 （事故発生時等）

2 作業従事者
（変更前）

所属・役職	氏 名

（変更後）

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。
※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所
(変更前)

(変更後)

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記 1 ～ 3 のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

別添様式 3（第 13 関係）

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○

（名称及び代表者の氏名）

個人情報記録された電子情報の消去等について

みどりのむらづくりフォーラム運営支援業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 13」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。